第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与を改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　給与較差等に基づく給与改定について

ア　給料表

(ア)　職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(イ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ウ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　地域手当

(ア)　大阪府の区域に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11.8を乗じて得た額とすること。

(イ)　職員の給与に関する条例第13条の２第１項の人事委員会規則で定める地域及び公署に在勤する職員に支給する地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とすること。

(ウ)　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の地域手当の月額を、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とすること。

(エ)　職員の給与に関する条例第13条の４に定める地域手当について、異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときの措置は、異動等後の支給割合が100分の11.8未満である場合に限ることとする。ただし、異動等前の支給割合が

100分の11.8を超える場合の同条第１号及び第２号の適用にあたっては、異動等前の支給割合を100分の11.8とすること。

ウ　期末手当及び勤勉手当

(ア)　(イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員を除く）とすること。

(イ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分（再任用職員を除く）とすること。

(ウ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(エ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

エ　初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を251,200円に引き上げること。

オ　住居手当

(ア)　住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ)　職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の２分の１の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(2)　教育職給料表の改定について

(1)のアの(ア)による改定後の小学校・中学校教育職給料表を別記第４のとおり改定すること。

(3)　改定の実施時期等

ア　改定の実施時期

この改定は、平成31年４月１日から実施すること。ただし、(1)のオ及び(2)については令和２年４月１日から実施すること。

イ　住居手当の支給に関する経過措置

令和２年３月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、(1)のオの改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年４月１日から令和３年３月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。